

第230回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第9号

令和5年7月4日かすみがうら市農業委員会告示第9号をもって、令和5年7月10日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第230回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和5年7月10日（月）午後3時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 西崎 敏和	4番 宮本 教夫	5番 塚本 勝男
6番 安田 治	7番 飯田 敬市	8番 久松 弘叔	9番 井坂 孝雄
10番 高田 健司	11番 谷中 昌	12番 廣原 孝	13番 栗山 千勝
14番 塚本 茂	15番 中山 峰雄		

4. 欠席委員

3番 鈴木 良道

5. 説明のため出席した者

事務局長 齊藤 健 事務局長補佐 関川 信政 主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

11番 谷中 昌 12番 廣原 孝

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
 - 報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
 - 議案第46号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第48号 現況証明願の交付決定について
 - 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第50号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後4時10分閉会

事務局長	<p>起立 礼 着席願います</p> <p>只今から、令和5年 第230回農業委員会 総会を 開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、3番 鈴木 良道 委員 から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議 長	会長あいさつ
議 長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長	諸般の報告を行う。
議 長	<p>次に 議事録 署名委員の指名 及び 書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、11番 谷中 昌 委員、12番 廣原 孝 委員 を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の 長田 主任を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に 日程の決定について、お諮(はか)りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声・・・</p>
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までと いたします。
議 長	<p>次に 報告第21号から第22号の報告案件ですが、委員の皆様にはすでに 議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・</p>
議 長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。

議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第46号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p>
議 長	<p>最初に、番号3番について審議いたします。 なお、番号3番については、9番 井坂 孝雄委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律 第31条 及び かすみがうら市農業委員会 会議規則 第13条の規定により、退席願います。 (9番 井坂孝雄委員 退席)</p>
議 長	<p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 —事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
14番 塚本 茂	<p>7月3日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、栗山委員と海東委員と私、塚本の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号3番の農地は、●●●●●●●● から約300m 北に位置する田1筆になります。 現況は、きれいに管理 されてきました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 水稻 を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願います。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>

	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について 原案のとおり 許可することに 賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号3番は原案のとおり 許可する ことに 決定いたします。</p>
議 長	<p>9番 井坂孝雄 委員の入室をお願いします。 (9番 井坂孝雄 委員 入室)</p>
議 長	<p>引き続き、議事参与の制限案件を行います。 議案第46号 番号11番については、議事参与の 制限の対象が、私（中山）でありますので、議長を交代し、審議終了 まで退席をいたします。</p>
議 長	<p>退席の間は、会長代理の 井坂 孝雄 委員に議長を お願いいた します。 (会長 中山 峰雄 議長 退席) (代理 井坂 孝雄 議長席 着座)</p>
会長代理	<p>中山会長が議事参与の制限により退席されましたので、私が議長を 務めさせていただきます。 よろしく、お願いいたします。 それでは、議案第46号 番号11番について、審議いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 —事務局朗読—</p>
会長代理	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>

14番 塚本 茂	<p>それでは説明いたします。 番号11番の農地は、●●●●●●●●●● から 約600m東に位置する畑3筆になります。 現況は、栗畑で おおむねきれいに管理 されてきました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 飼料作物 を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を 満たしていると考えます。 委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
会長代理	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号11番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
6番 安田 治	<p>確認の意味でお伺いします。 相続人は居るのですか。</p>
事務局	<p>相続人はおりません。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
会長代理	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号11番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
会長代理	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号11番は 原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p>
会長代理	<p>以上で議事参与の制限にかかる案件が終了しました。 中山 会長の入室をお願いします。 (中山 峰雄 会長 入室)</p>
会長代理	<p>それでは、議長を交代いたします。 (中山 会長 着座)</p>

議 長	<p>次に、事務局より、議案第46号 番号3番及び番号11番を除いて、審議いたします。</p> <p>議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については 事前調査を実施しております。</p> <p>—事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
14番 塚本 茂	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● から約250m南西に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されてきました。</p> <p>申請人は、隣接地で耕作利便性が良いため、今回の申請に至りました。露地野菜 を作付けする計画です。</p> <p>続きまして、番号2番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● から約300m南西に位置する田1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されてきました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。れんこん を作付けする計画です。</p> <p>続きまして、番号4番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● から約300m北に位置する田1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されてきました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。れんこん を作付けする計画です。</p> <p>続きまして、番号5番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● から約200m東に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、雑草繁茂(はんも)の状態 となっていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。果樹苗、街路樹 を作付けする計画です。</p>

14番 塚本 茂	<p>続きまして、番号6番の農地は、●●●●●●●●●● から約400m東に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、雑草繁茂(はんも)の状態 となっていました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>ネギ を作付けする計画です。</p>
	<p>続きまして、番号7番の農地は、●●●●●●●●●● から約650m東に位置する畑6筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>とうもろこし を作付けする計画です。</p>
14番 塚本 茂	<p>続きまして、番号8番の農地は、●●●●●●●●●● から約650m東に位置する畑3筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>とうもろこし を作付けする計画です。</p>
	<p>続きまして、番号9番の農地は、●●●●●●●●●● から約400m南東に位置する田2筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>水稻 を作付けする計画です。</p>
	<p>続きまして、番号10番の農地は、●●●●●●●●●● から約800m南西に位置する畑2筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>露地野菜 を作付けする計画です。</p>
	<p>続きまして番号12番の農地は、●●●●●●●●●● から約400m南東に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>梨 を作付けする計画です。</p>

14番 塚本 茂	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
	委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。
	番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。
議 長	（次に番号 2番の審議、質問）同様に諮る。
	（次に番号 4番の審議、質問）同様に諮る。
	（次に番号 5番の審議、質問）同様に諮る。
議 長	次に、番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
4番 宮本 教夫	受人は、確か設計事務所等を行っていると思いましたが、農業も行うのですか。
事務局	はい、行うと思います。ネギを作ると伺っています。
議 長	それでは採決いたします。
	番号6番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成（賛成多数）ですので、番号6番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。

議 長	(次に番号 7 番の審議、質問) 同様に諮る。 (次に番号 8 番の審議、質問) 同様に諮る。 (次に番号 9 番の審議、質問) 同様に諮る。 (次に番号 10 番の審議、質問) 同様に諮る。
議 長	次に、番号 12 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
4 番 宮本 教夫	この渡人と受人の方は無償で農地を渡していますが、関係は何ですか。
事務局	叔父と甥っ子と伺っております。
議 長	それでは採決いたします。 番号 12 番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成（賛成多数）ですので、番号 12 番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。
議 長	「議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による 権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり 許可することに 決定いたしました。
議 長	次に「議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による 許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 —事務局朗読—
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。

議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は 原案のとおり許可 することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
2番 西崎 敏和	<p>この土地は農業振興区域と思いますが、どのような理由で住宅許可 の条件を出したのですか。</p>
事務局	<p>第1種農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、 概ね70メートル間隔で住宅等が、6戸連たんしている地域は、 特例として住宅を建てることができますので、連たん図を添付して、 許可をしております。</p>
議 長	<p>それでは採決いたします。 番号2番について 原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号2番は 原案のとおり許可 することに 決定いたします。</p> <p>（次に番号3番の審議、質問）同様に諮る。</p>
議 長	<p>「議案第47号農地法 第5条の規定による 許可申請について」 は、原案のとおり許可することに 決定いたしました。</p>

議 長	<p>次に「議案第48号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお 当案件については 事前調査を実施しております。</p> <p>－事務局朗読－</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
1番 海東 功	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番になります。 図面番号4番 も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、 ●●●●●●●● から約150m南東に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、35年以上前から 住宅敷地として使用している 状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり 交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり 交付することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第48号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり 交付することに 決定いたしました。</p>

議 長	<p>次に「議案第49号 農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第1項の規定による 農用地 利用集積計画の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>—事務局説明—</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第49号 について 原案のとおり 決定することに 賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第49号 農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第1項の規定による農用地 利用集積計画の決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第50号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条 第3項の規定による農用地 利用 集積等促進計画案の 意見の 決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>—事務局説明—</p>
議 長	<p>事務局説明が 終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>

議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第50号 について、原案のとおり 決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第50号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条 第3項の規定による農用地 利用集積等促進計画案の 意見の決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>来月の総会は、8月10日（木）午後2時から予定しております。</p>
議 長	<p>なお、次回の事前調査員は、廣原 孝 委員、西崎 敏和 委員、鈴木 良道 委員 です。 日時は、8月3日（木）午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2といたします。 よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に 事務局から、何かありますか。</p>
事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第18条第1項に係る許可申請の経過説明について 2 農業者年金加入促進セットの配布について
議 長	<p>只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
議 長	<p>それでは、以上を持ちまして、第230回 総会を閉会いたします。 慎重審議 大変ご苦労様でした。</p>
事務局長	<p>・・・起立 礼・・・ お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により
署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____